

高齢者・障害者の利便の増進に資する デジタル・ディバイド解消に向けた 技術等研究開発（補助金）について

総務省情報流通行政局情報活用支援室

①電話リレーサービスの 制度整備・普及促進

きこえない人ときこえる人
を通訳オペレーターが
「手話・文字」と「音声」を
通訳することで電話で即
時かつ双方向につなぐ
サービス



②ICT機器・サービスの 開発への支援

障害者・高齢者等の
利便増進に資する
ICT機器・サービスの
研究開発等を行う
経費を助成



③情報アクセシビリティ の促進

- 公的機関のウェブアクセシビリティ確保
- 企業等の情報アクセシビリティ確保の促進
- 情報アクセシビリティ好事例の実施 等



誰もがICTの利便性を享受し、豊かな人生を送ることができる共生社会の実現を目指す

◆デジタル・ディバイドを解消し、障害者や高齢者を含めた、誰もがICTによる恩恵を享受できる情報バリアフリー環境を実現するため、以下の助成を一部内容を拡充して実施。

令和6年度補正予算額
1.3億円
(令和6年度予算額
1.0億円)

① デジタル・ディバイド解消のための技術等研究開発推進事業

本省 高齢者・障害者の利便の増進に資する新たなICT機器・サービスの研究開発を行う者に対し、以下の助成金を交付。
新たに設定テーマ型事業※を設け、インセンティブを付与するため、小規模な企業等及び大学等については初年度の補助率を10/10以内に設定。
※テーマは応募要領を参照。

(参考) 助成事例

駅構内を想定した視覚障害者の歩行誘導サービスの研究開発

地下鉄の駅構内に設置したQRコードからの情報とメガネ型ウェアラブルデバイス から得た情報をスマートフォンで統合し、クラウドサービスを利用しながら、道案内、駅構内情報、危険回避、さらには広告の提示などを実現



	法人類型	補助率(※1)
設定テーマ型事業【拡充】	指定規模以下の企業等(※2)、大学等	2/3以内 (初年度のみ10/10以内)
	上記以外	1/2以内 (初年度のみ2/3以内)
設定テーマ以外事業【既存】	-	1/2以内

※1 1事業費あたり上限20,000千円とする。

※2 資本金の額が1億円以下であり、大企業からの出資がない企業等(詳細は応募要領を参照)

② 情報バリアフリー役務提供事業推進助成金

NICT 国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)を通じ、身体障害者の利便の増進に資するICTサービスの提供を行う者に対し、右の助成金を交付。新規事業者に限り、初年度の補助率を2/3以内に設定。

新規・継続	補助率
初年度(新規事業者)【拡充】	2/3以内
2年目以降(継続事業者)【既存】	1/2以内

事業目的・事業内容

【令和6年度予算1億円の内数】

高齢者・障害者の利便の増進に資するため、

● 先進的な研究開発であって、その成果によって高齢者・障害者に有益な新しい通信・放送サービスをもたらすもの

● 現在行っている通信・放送サービスを高度化し、高齢者・障害者に有益なものとする情報通信機器等

の研究開発を行う者に対し、補助金を交付します。

具体的には??

● 身近な機器に機能を追加することで専用の福祉機器の機能を代替するような技術開発(スマートフォンのアプリなど)

● 障害者の十分な情報取得や意思疎通を実現するICT機器等の高度化に関する研究開発(読書環境整備のためのレイアウト解析、AIによる音声・手話認識など)

● 重度障害者のデジタルディバイド解消のための研究開発(視線等による操作が可能な機器など)

補助対象となる要件

- 補助対象事業を的確に遂行するに足る研究開発能力を有すること。
- 研究開発のための資金調達に支障があること。
- 補助対象事業を的確に遂行するのに必要な経費のうち、自己負担分の調達に関して十分な能力を有すること。
- 補助対象事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- 補助対象事業となる研究開発が、交付申請する年度を含み3年度以内に完了すること。
- 日本に登録されている法人格を有する団体であって、本事業を実施する拠点を日本国内に有していること。

※複数年度の計画で採択された提案であっても、本補助事業は単年度毎の採択であり、進捗状況や財務状況によっては、次年度以降の継続採択が認められない場合があります。

実施主体・補助率

実施主体：民間事業者・大学等

補助率：設定テーマ型事業（※テーマは次ページ以降参照）

指定規模以下の企業 2/3以内（初年度のみ10/10）

上記以外 1/2以内（初年度のみ2/3以内）

設定テーマ以外事業 1/2以内（いずれも1研究開発当たり2千万円が上限）

最大3年間補助を実施（採択評価は毎年実施）

※設定テーマ

※1 令和7年度の設定テーマは次のとおりとする。
次の①から⑤に関する研究開発。

とりわけ、既にあるアプリ等のICTツール等を組み合わせることで新たな価値を生み出すような研究開発が望ましい。

また、製品等として市場等に提供される段階においては、利用者が補助や介助を得ずに簡単に使えることが重要であるため、利用にあたっての初期設定、設定変更、日常的操作を簡易な仕様とすること。

① 教育や就労の場面における障害者等のインクルーシブな日常生活を支援する技術・製品・サービス等の研究開発

(研究開発の一例)

- 教室内や職場内等で周囲の雑音等を遮断し、必要な音声や情報を端末等で取得・共有する技術。
- 重さや大きさを意識せず身につけられる位置情報見守りシステム等、障害者の安全と安心を確保し、積極的に、野外における活動や屋外の勤務等ができるようになるサポートシステム。

※設定テーマ

② 既にあるICTツール等に、新たな機能を組み合わせることによって、**重度障害者等のコミュニケーションを促進する**技術・製品・サービスの研究開発。

(特に、病院・施設等において、退院・退所に向けて、看護者や介護者のサポートを軽減し、当事者の自立的な生活を支援するもので、利用にあたって、設定や日常的な操作が単純であるもの)。

(研究開発の一例)

- スマートスピーカー等の技術を音や振動を検知するセンサー(例えば、ドアベル、火災警報器、電話やメールの着信など)と組み合わせることで、音を視覚または振動で通知するサービス等。
- 視線や口の動きの感知技術と複数のデバイス(家電、パソコン、スマートフォン等)を組み合わせることで、さまざまな機器を操作できるようにするサービス等。

※設定テーマ

③ 市場形成が困難で、**重度重複障害者等を支援するICT技術、製品・サービス等**の**挑戦的な**研究開発(オーファンテクノロジーの開発)

(研究開発の一例)

- 障害者の個々のニーズに合わせて簡便に利用できる音声認識、口の動きの感知、視線追跡、ジェスチャー操作、触覚操作などが含まれるICT技術・製品・サービス等や、ニーズに合わせて複数の操作方法から選択できるICT技術・製品・サービス等。
- 意思疎通に大きな困難を抱える人のために、単純なアイコンを使ってコミュニケーションをサポートするICT技術・製品・サービス等。

※設定テーマ

④ 読書バリアフリー等の実現に資する技術・製品・サービスの研究開発

(研究開発の一例)

- 印刷物や看板等の文字情報へのアクセスを支援する技術・製品・サービス等の研究開発
- 障害者等の読書実現に関する既にあるサービスを円滑・簡便に利用するための技術・製品・サービス等の研究開発

⑤ 手話による意思疎通等の円滑化の支援に資する技術・製品・サービスの研究開発

(研究開発の一例)

- 口の動きと併せて手話を読み取り、文字化する技術の研究開発
- 新たな遠隔手話通訳サービスの研究開発
- 災害時の情報認知・取得を支援する技術・製品・サービス等の研究開発

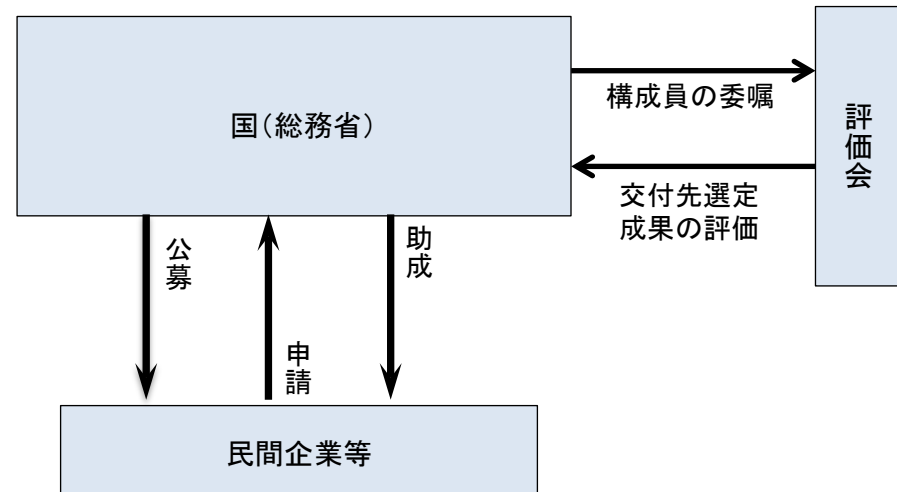
○補助対象経費

補助対象期間において支出された経費であって、補助対象事業（研究開発）を行うために直接必要な「直接経費」及び「間接経費」

○補助額

補助対象事業を行うために必要な**直接経費の前述の各補助率に相当する額**[上限2,000万円]及び**間接経費**

【助成イメージ】



大項目	中項目	大項目	中項目
Ⅰ. 物品費	1. 設備備品費	Ⅳ. その他	1. 外注費
	2. 消耗品費		2. 印刷製本費
Ⅱ. 人件費・謝金	1. 人件費		3. 会議費
	2. 謝金		4. 通信運搬費
Ⅲ. 旅費	旅費		5. 光熱水費
			6. その他(諸経費)

(参考) 直接経費の費目

駅構内を想定した 視覚障害者の歩行誘導サービスの研究開発



AIを活用した音声等認識サービスの開発



スポーツ参加のための 重度障害者用視線伝達装置



採択の方法

- ・ 提出された申請案件について、外部有識者から構成される評価会（プレゼンテーション・ヒアリング審査）による評価を実施。
- ・ 評価結果を参考に総務省が採択案件を決定
- ・ 採択／不採択の決定は、申請者に対して審査結果概要を添えて通知

採択における評価項目

技術要件（各5点）

- ①補助目的との整合性
- ②達成目標及び手段（実施計画、体制等）の妥当性
- ③研究成果の波及性

財務要件（各2点）

- ④財務健全性
- ⑤資金調達力
- ⑥計画額の妥当性

公募スケジュール

1月16日(木) 公募開始報道発表

1月17日(金) 公募説明会(大阪・オンライン)

1月20日(月) 公募説明会(東京・オンライン)

2月3日(月) 公募開始

3月14日(金) 17時 公募締切(必着)

5月前半 評価会開催

(応募者によるプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施)

5月後半～6月初旬 採択事業決定→(約1週間後) 交付決定(研究開発開始)

11月～12月頃 中間実地検査

3月31日 事業完了届の提出(研究開発終了)

3月末 実績報告書の提出(額の確定)

5月末 成果報告書の提出

6月～7月 終了評価

事業終了年度から5年間 企業化報告(追跡調査)

(参考) これまでの採択実績(直近6年)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
予算額	45,472千円	48,390千円	47,910千円	47,880千円	45,555千円	49,370千円
助成額	16,021千円	36,300千円	30,533千円	35,162千円	45,317千円	49,037千円
応募数	3件	4件	10件	4件	5件	7件
助成件数	2件	4件	4件	3件	5件	5件

採択事業一覧(令和5年度、令和6年度)

令和5年度採択事業		障害種別	対象事業名
1	ソフトバンク株式会社	聴覚障害	SureTalkの高度化によるきこえない人へのアクセシビリティ向上のための研究開発
2	株式会社ユニコーン	肢体不自由	miyasuku Sports事業化のための研究開発
3	株式会社想隆社	視覚障害 学習障害	視覚障害者・ディスレクシアのための音声を使った読書方法の研究開発
4	株式会社データ・テック	高齢者等	省電力広域通信(LPWA)を用いた、車両挙動検知システム及びご家族のスマホに危険運転・事故発生をお知らせし、高齢者がいつでも移動能力を維持可能とする運転支援システムの検証と実効性確認研究
5	イースト株式会社	視覚障害	機械学習を活用した非アクセシブルなPDF文書の構造化とテキスト抽出に関する研究開発

令和6年度採択事業		障害種別	対象事業名
1	ソフトバンク株式会社	聴覚障害	SureTalkの高度化によるきこえない人へのアクセシビリティ向上のための研究開発
2	株式会社ユニコーン	肢体不自由	miyasuku Sports事業化のための研究開発
3	株式会社データ・テック	高齢者等	省電力広域通信(LPWA)を用いた、車両挙動検知システム及びご家族のスマホに危険運転・事故発生をお知らせし、高齢者がいつでも移動能力を維持可能とする運転支援システムの検証と実効性確認研究
4	株式会社アイシン	聴覚障害	公共交通機関における窓口や遠隔での会話、アナウンスに関する施設係員の負担が増えない聴覚障害者に対する情報保障方法の研究開発
5	株式会社フォーバル	高齢者	高齢者リモート支援システム「きづなパートナー」のプラットフォーム研究開発

応募に当たっての留意事項

○「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発」は補助金（助成金）となります。

（委託研究開発ではありません。）

→取得財産※及び事業成果については、補助対象事業者に帰属します。

※ただし、補助金を用いて取得した財産であることから、管理・処分等には一定の制限があります。

○補助対象経費の使用

一つの研究開発について、一つの補助対象事業者に交付決定をするため、それ以外の事業者が補助対象経費を使用することはできません。

（ただし、当該補助対象事業者以外に所属する外部指導者等に対し謝金・旅費を計上すること、外注費の計上等は可能です。）

○補助対象経費の配分

補助対象経費は、採択評価の結果等を踏まえて配分します。提案額とは異なる場合があります。

- 補助対象経費に関する留意事項（主なもの。詳細は応募要領別紙2参照。）
- ・費用計上の開始は、「補助金交付決定通知書」の通知日以降となります。
 - ・経費としての計上は、すべて消費税抜きの金額（人件費等消費税の対象とならないものを除く）となります。
 - ・費目間の流用は、直接経費の20%以内の金額であれば総務省の承認は不要です。（それ以上又は研究開発内容の変更を行う場合は、総務省の事前承認が必要です。）
 - ・研究開発に必要な設備備品の調達においては、必ず購入とリース・レンタルで調達経費を比較し、原則安価な方法を採用します。

○間接経費の計上について

間接経費：競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関（事業者）の管理等に必要な経費として補助事業者が使用する経費

算出方法：所定の計算方法に基づいて算出された間接経費率を直接経費の合計に乗じた額（ただし、上限は直接経費の30%）

例：企業会計原則に基づいて決算を行っている一般企業の場合

$$\text{間接経費率(\%)} = \{(\text{販売費及び一般管理費}) - (\text{販売費})\} \div (\text{売上原価}) \times 100$$

申請書類の提出について

「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発」への応募には、以下の2つの作業が必要となります。

- ①府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への必要事項の登録
- ②申請書類の提出(郵送可)

①府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への必要事項の登録
必要事項の登録のためには、「所属研究機関」及び「研究者」の登録が必須となります。

→「所属研究機関」の登録には郵送の手続きが必要であり、日数を要する場合がありますので、余裕を持って手続きください。

②申請書類の提出

提出方法：郵送又は手交による正副各1部及びメール（総務省が指定するファイル転送方式による（要事前連絡））

※応募締切期限(3/14(金)17:00)までにメールでの提出必須。

正副各1部については、3/18(火)必着。

提出先：〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2中央合同庁舎第2号館
総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 情報活用支援室 あて

提出書類：次スライドのとおり

ア 情報通信利用促進支援事業費補助金計画書 (様式1)

イ 上記の計画書の添付書類

様式名	書類名
添付書類1	補助対象事業総括表
添付書類2-1	申請者概要説明書
添付書類2-2	株主等一覧表
添付書類2-3	経営状況表
添付書類3-1	研究開発内容等説明書
添付資料3-2	令和4年度研究開発状況等説明書(継続採択を希望する場合のみ提出)
添付書類4	補助対象経費等説明書
添付書類5	補助対象経費積算表(※)
添付書類6	イラスト図(PPT)
添付書類7-1, 2, 3	間接経费率確認書(間接経費を申請する場合のみ提出)

※積算根拠を確認できる書類
(見積書、カタログ、人件費単価及び従事時間内訳)を添付

ウ 財務関係の資料

(ア) 株式会社上場事業又は公益法人の場合

- ・過去3期分の有価証券報告書(企業概況、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等)の写し

(イ) 株式会社上場企業以外の場合((ウ)の場合を除く)

- ・過去3期分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書)と
税務申告書(科目内訳書等を含む)の写し

・次の資料の写し

a 納税証明書(直近1年分に当たるもの)

- ・納税証明書(その2): 所得金額の証明

- ・納税証明書「その3の3」: 法人税と所得税及び
地方消費税の証明

b 残高証明書(直近のもの)

c 資金繰り計画書(補助対象期間に係るもの)

d 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

e 出資契約書(出資を受けている場合)

f その他

(ウ) 国立大学法人、学校法人の場合

- ・過去3期分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書)

エ その他添付書類

(ア) 申請者の概要がわかるパンフレット等

(イ) 定款の写し(株式会社、有限会社の場合)

! 詳細については、必ず応募要領をご確認ください!

研究実施機関における作業

研究代表者	事務代表者	総務省
<p>③応募要領、申請書類様式等を総務省HP等から入手</p> <p>④申請書類の作成</p> <p><u>⑥応募情報の入力</u></p> <p>⑧申請書類の提出(郵送)</p> <p><u>⑫応募情報・申請書類の受理の確認</u></p>	<p><u>①研究機関の登録</u></p> <p><u>②研究者情報の登録</u></p> <p><u>研究代表者、研究分担者</u></p> <p>※登録には、申請書等の必要書類の提出後、最大で2週間程度かかる場合があります</p> <p>※既に実施済である場合、再度の実施は不要</p> <p>⑤申請書類の確認</p> <p><u>⑦応募情報の確認・承認</u></p>	<p><u>⑨応募情報の確認</u></p> <p>⑩申請書類の確認</p> <p><u>⑪応募情報・申請書類の受理</u></p>

- (Q1) 補助率について、令和6年度採択事業を令和7年度に継続実施するための応募する場合は初年度としての扱いになるのか。
- (A1) 複数年度の計画で採択されている案件は継続事業となるため初年度としての扱いにはなりません。
- (Q2) 設定テーマについては毎年変わる予定か。
- (A2) 評価委員等と相談しながら適宜見直しを行っていく予定です。
- (Q3) 採択評価会にて評価いただくのはどのような方々か。
- (A3) 技術要件については各大学の教授相当の方に、財務要件については公認会計士・税理士の方に評価していただきます。
- (Q4) 企業化報告とあるが、本補助事業で研究開発を行った内容について、将来的に企業化につながらなかった場合、ペナルティや罰則があるのか。
- (A4) 企業化につながらなかった場合でも、ペナルティや罰則等は特段設けておりません。
- (Q5) 補助対象事業を遂行するために必要な経費のうち、補助される部分を除いた残りの自己負担分（＝自己資金）の調達に関して、何か条件等はあるのか。
- (A5) 総務省の補助対象となるのは、補助対象事業を行うために必要な直接経費に対して、前述の各補助率に相当する額[上限2,000万円]及び間接経費であるため、それ以外の自己負担分（＝自己資金）の調達については、特段条件等は定めておりません。
- (Q6) 概算払いは可能か。
- (A6) 可能です。ただしその場合は別途様式にて申請いただく必要がございます。

総務省情報流通行政局

情報流通振興課情報活用支援室

輿石（こしいし）・前里（まえさと）・田中（たなか）

電話：03-5253-5111（代表）

内線5685

メール：digital_divide_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。
送信の際には、「@」に変更してください。